

千葉県知事における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準
(案) に対する意見と県の考え方

千葉県総務部審査情報課
個人情報保護班

- 1 意見募集期間 令和7年9月11日(木)～10月10日(金)
2 意見提出者数(意見の延べ件数) 1人(1件)
3 提出された意見と県の考え方

御意見	県の考え方
<p>個人情報保護法(開示請求権)76条についてです。近年、組織犯罪や共謀罪や保護観察などで個人情報や居場所を追跡する必要があります。個人情報は治安上は良好な効果があり再犯に効果があります。</p> <p>これは慣習化して合法的に別の目的に悪用するケースが目立っております。公安委員会の業務で住民を観察してる。九州長崎署の警察官が捜査状況を第三者に携帯電話から送信した問題。海外に情報を流してしまうこともあります。職業上の正当な行為なので何も悪くないというが人権を損なう事例が多発しています。</p> <p>76条は第三項に改正すべきことがあると思います。個人情報は開示したら、正当行為だと別の目的への理由をまかり通らせたり、調べた後に口伝で伝達すると証拠は残ることがありません。これを改善して個人のプライバシーを守るには本人に開示請求された旨を書面で通知すべきだと思われます。企業とか司法とか正当行為なので相手に知られても何も悪いことはないですよね。悪用が疑われた場合は本人が対処すればよい。</p> <p>個人情報は開示請求された本人への注意喚起でプライバシーが守られる。</p>	<p>新設案は法の審査基準として定めたものです。</p> <p>開示等の判断に当たっては、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、審査基準はもとより法の趣旨に従って適正に運用してまいります。</p>